

新婚世帯の

新居入居費の一部を補助します

最大
60万円

敷金、礼金、家賃等十リフォーム費十引越費用

(裏面に要件有り)



◎問合せ先

城里町 健康福祉課

☎ 029-288-3111(代表) 内線 134

☎ 029-353-7265(直通)

城里町結婚新生活支援補助金

新たに婚姻され新生活を送ることとなった世帯に対して、住居費、住宅のリフォーム費用及び引越費用の一部を補助します。

<補助対象となる世帯>

以下のすべてに該当する新婚世帯

- 1 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し、受理されていること
- 2 新婚世帯の所得（夫婦の所得を合算した金額）が500万円未満であること
※ 1月から6月までの申請の場合は、前々年の所得金額。7月から12月までの申請の場合は、前年の所得金額。
※ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金）の返済を行っている場合、貸与型奨学金の年間返済額を控除する。
- 3 対象となる住居が城里町内にあること
- 4 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- 5 過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと
- 6 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- 7 町税等の滞納のないこと

<補助金の額>

夫婦ともに29歳以下 上限60万円

それ以外（39歳以下）上限30万円

<補助対象となる費用>

婚姻日以降の契約により入居した物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、リフォーム費用、引越費用。また、婚姻日より前に取得した住居費にあつては、婚姻日から起算して1年以内に取得した住宅にかかる費用を補助対象とする。

（ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合、住宅手当分については補助対象外。）

<申請に必要な書類>

- (1) 婚姻届受理証明書（又は婚姻後の戸籍謄本）
- (2) 所得証明書
- (3) 同意書（様式第2号）
- (4) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類の写し（貸与型奨学金を返済している場合）
- (5) 物件の売買契約書の写し（住居費における購入の場合）
- (6) 物件の賃貸借契約書の写し（住居費における賃貸借の場合）
- (7) 住宅手当支給証明書（様式第3号）（住居費における賃貸借の場合）
- (8) 工事請負契約書又は請書の写し（住宅のリフォーム費用の場合）
- (9) 住居費、住宅のリフォーム費用及び引越費用の支出を証明する領収書等の写し
※ 個人の状況により、その他書類の提出が必要になる場合があります。

<申込み・問い合わせ>

城里町役場 健康福祉課 ☎029-353-7265（直通）